

(別紙) 「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別添) 介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7. 試験実施方法については、別紙4「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」によるものとする。 <u>なお、上記別紙4に規定される「3. 解答免除」については、平成27年度介護支援専門員実務研修受講試験より廃止とする。</u></p> <p>8～10 (略)</p> <p>(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1. 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24)「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添3「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員</p>	<p>(別添) 介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7. 試験実施方法については、別紙4「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」によるものとする。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1. 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p>(24)「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「<u>任意事業</u>」の「<u>身体障害者自立支援</u>」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員、「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添3「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員</p>

(25) ～ (27) (略)

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に基づく共同生活援助を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員

(29) ～ (38) (略)

(39) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号) 別添13(安心生活基盤構築事業実施要領)に規定する専門員

(40) ～ (42) (略)

(43) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4に規定する通院後生活環境相談員

2～4 (略)

(別紙2)

別に定める介護職員の介護等(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと)の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

(25) ～ (27) (略)

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項に基づく共同生活介護及び同条第16項に基づく共同生活援助を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員

(29) ～ (38) (略)

(39) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号) 別添11(日常生活自立支援事業実施要領)に規定する専門員

(40) ～ (42) (略)

2～4 (略)

(別紙2)

別に定める介護職員の介護等(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと)の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。

1～4 (略)

5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。)

<p><u>障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第207条に規定する指定共同生活援助に限る。）</u>、<u>自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。）</u>を行う事業所並びに地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p>	<p>を行う事業所並びに地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p>
<p>6～12（略）</p>	<p>6～12（略）</p>
<p>13. 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記11に基づく「任意事業」の「訪問入浴サービス」を行っている職員、「任意事業」の「日中一時支援」を行っている職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p>	<p>13. 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記11に基づく「任意事業」の「訪問入浴サービス」を行っている職員、<u>「任意事業」の「身体障害者自立支援」を行っている施設において介助サービスを提供する者</u>、「任意事業」の「日中一時支援」を行っている職員、<u>「任意事業」の「生活サポート」を行っている者</u>のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p>
<p>14～21（略）</p>	<p>14～21（略）</p>
<p>（別添）（略）</p>	<p>（別添）（略）</p>
<p>（別紙3）～（別紙5）（略）</p>	<p>（別紙3）～（別紙5）（略）</p>
<p>（別表）（略）</p>	<p>（別表）（略）</p>